物岡市の環際

~平成 26 年度年次報告書~





目 次

第1	章	総論
I	静	毎岡市の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-1
	1	静岡市の自然条件・・・・・・・・・・1-1
	2	経済的・社会的条件······1-4
Π	璟	環境行政の組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-7
	1	環境行政のあゆみ・・・・・・・・1-7
	2	環境行政機構・・・・・・・・・・・1-10
	3	事務分掌 · · · · · · · · 1-1
	4	附属機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-12
第2	章	環境保全の取組
I	条	・例・計画等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2−1
	1	条例・計画等 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
Π	璟	環境保全事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	1	地球温暖化対策・・・・・・2-4
	2	環境マネジメントシステム・・・・・・・2-9
	3	環境教育・環境学習・啓発事業2-13
	4	自然保護 · · · · · · · · 2-17
	5	清流の都創造プロジェクト・・・・・・・・・・・2-20
	6	南アルプス世界自然遺産及びユネスコエコパーク登録への取組・・・・・2-23
	7	生物多様性地域戦略推進業務・・・・・・・・・・・・・・・・・2-26
第3	章	環境の現状
I	璟	環境基準適 合状況 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	1	大気環境基準適合状況 · · · · · · 3-1
	2	水質環境基準適合状況 · · · · · · 3-3
	3	騒音環境基準適合状況 · · · · · · 3-6
Π	各	- 監視項目の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-7
	1	大気汚染の状況・・・・・・・3-7
	2	水質汚濁の状況・・・・・・・・・・・3-36
	3	騒音・振動の状況・・・・・・・・3-45
	4	公害苦情の状況・・・・・・・・・・・3-46
	5	地下水の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-56

第4章	章 環境の現状 ~データ編~
I	大気環境編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4-1
Π	水質環境編 · · · · · · 4-11
Ш	騒音編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4-16
IV	地下水編 · · · · · · 4-17
付 鍰	₹
I	環境基準 · · · · · · · 付-1
Π	参考資料 · · · · · · · · 付-8
Ш	用語集 · · · · · · · 付 - 10

第1章 総論

- I 静岡市の概要
- Ⅱ 環境行政の組織

I 静岡市の概要

1 静岡市の自然条件

(1) 地 勢

本市は、南アルプスの豊かな自然を有する広大な山地と、安倍川、興津川等の下流域に 形成された市街地とに大きく区分されるとともに、駿河湾に突き出た三保半島は、海岸線 のアクセントとなっています。また、市街地の中央に位置する丘陵地の有度山は、海底隆 起による山地形成という周辺環境とは異なるメカニズムで作られています。

(2) 気 候

本市は、太平洋側気候であり比較的温暖で、多雨地帯に属しています。風速は全般的に弱く、平均風速は2.2 m/s 程度(軽風)です。

[表 1-1] 静岡市の気象 (AMeDAS 設置点の標高 静岡 14m、井川 770m、清水 3m)

	観測地点	平年値 (1981~2010)	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
亚梅气油	静 岡	16.5	17. 0	17. 2	16.9	16.6	17. 2
平均気温 (℃)	井 川	11.4	11.7	12. 0	11.4	11.0	11.6
(0)	清 水	16.3	16. 9	17. 0	16.6	16. 5	17. 0
年 間	静 岡	2, 324. 9	2, 350. 5	2, 846. 0	2, 498. 0	2, 488. 5	1822. 0
降水量	井川	3, 110. 1	3, 016. 0	4, 147. 0	5, 241. 0	3, 352. 0	2662. 5
(mm)	清 水	2, 367. 6	2, 311. 0	2, 793. 0	2, 752. 5	2, 308. 5	1849. 5
年 間	静 岡	2, 099. 0	2, 096. 6	2, 156. 9	2, 361. 7	2, 268. 8	2297. 6
日照時間	井川	1, 919. 4	1, 719. 3	1, 666. 8	1, 839. 1	1, 701. 5	1790. 6
(時間)	清 水	1, 935. 7	1, 970. 1	2, 020. 3	2, 192. 1	2, 114. 0	2123. 5
年 間	静 岡	2. 2	2. 1	2. 2	2. 3	2. 3	2. 2
平均風速	井川	0.7	0. 7	1. 0	1.0	1. 0	1. 0
(m/s)	清 水	2. 2	2. 0	2. 0	2. 0	2. 0	2. 0

(引用:静岡地方気象台「静岡県の平年値」)

(3) 河川・海域・湖沼

市域の主要河川には、一級河川の安倍川とその支流の藁科川、丸子川などがあり、その他、北部山間地には一級河川大井川上流域、清水区蒲原には一級河川富士川下流域があります。

また、二級河川として興津川、巴川、庵原川、浜川、由比川などがあります。

安倍川は、山梨県南巨摩郡早川町との境をなす大谷嶺の南斜面に源を発し、静岡市葵区 を南流し、静岡平野で藁科川、丸子川などを併せて駿河湾に流入しています。その伏流水 が豊富であることから、静岡地域の上水道、静清地域の工業用水、農業用水等に利用されています。

また、藁科川は、安倍川水系最大の支流で、静岡市葵区と榛原郡川根本町との境界をなす七ツ峰に源を発し、静岡市域西部の山地を南流し、葵区山崎で安倍川本流に合流します。

興津川は、静岡市清水区と山梨県南巨摩郡南部町との境をなす田代峠に源を発し、清水 区の庵原山地内を南流し、清水区興津で駿河湾に流入しています。その水は、清水区の上 水道などに利用されています。

止水域には、麻機遊水地、清水船越堤公園等の池沼があり、北部の山間域には大井川水系の井川湖があります。

駿河湾は、湾口約56km、奥行約58kmの湾入水域で、1,000m以上の深所が 湾内の奥深くまで進入しており、市域海岸線の属する海の斜面も急峻です。

海岸は砂浜海岸ですが、著しい浸食作用のため、現在では離岸堤により砂浜が維持される半自然海岸となっています。また、三保半島によって形成された入江は折戸湾と呼ばれ、 天然の良港として利用され、清水港として発展してきました。

[表1-2] 静岡市の主な河川・湖沼等における水環境

河川名等	基礎データ	河川・湖沼等における水環境
安倍川	流域面積 567.00 km ² 河川延長 50.80 km	・良好な水質、単一市域に収まる一級河川・静岡平野の伏流水及び静岡地区の水道水源、豊かな砂利、野鳥観察
丸子川	流域面積 25.14km ² 河川延長 10.40km	・下水道の普及による水質改善・野鳥観察
藁科川	流域面積 175.72km ² 河川延長 29.20km	・良好な水質 ・静岡平野の伏流水の水源、史跡「木枯らし の森」
興津川	流域面積 121.62km ² 河川延長 21.70km	・清水地区の水道水の約9割の水源 ・アユ釣りが盛ん
庵原川	流域面積 22.03 km ² 河川延長 6.70 km	・良好な水質 ・アユが生息
巴川	流域面積 104.83 km ² 河川延長 17.98 km	・生活排水対策重点地域指定 ・点在する湧水、多自然型護岸、ビオトープ、 野鳥観察、釣り場
大谷川 放水路	流域面積 17.71 km ² 河川延長 6.30 km	・下水道の普及による水質改善 ・ゴム引布製起状堰
浜川	流域面積 12.20 km ² 河川延長 1.87 km	・下水道の普及による水質改善 ・点在する湧水、コイ・アユ等が生息
小坂川	流域面積 6.15 km ² 河川延長 2.80 km	・下水道の普及による水質改善 ・点在する湧水、コイが生息
麻機遊水地	場所 葵区南	・巴川総合治水対策による環境整備
井川湖	場所 葵区井川	・井川ダムによるダム湖
駿府城堀	場所 葵区追手町	・駿府城のお堀(外堀、内堀)
清水船越堤公園	場所 清水区船越	・夫池、婦池周辺が桜の名所
三保内浜	場所清水区三保	・海水浴場
三保真崎	場所清水区三保	・海水浴場
用宗海岸	場所を一般河区用宗	・海水浴場

(流域面積:静岡県河川便覧、河川延長:静岡県河川指定調書)

(4) 森 林

広大な山地を有している本市は、同時に市域の約76%にあたる107,328 h a もの森林に恵まれています。

しかしながら、本市の森林は急傾斜地が多く林内路網の整備が遅れ、高性能林業機械の導入も進んでいないため、出材コストの低減が進んでいません。このため、林業家が採算の合わない林業経営から手を引き、平成2年には7,314戸あった林業家が、平成2年には3,274戸と20年間で約55%減少しています。このようなことから、間伐等の施業の遅れや手入れ不足の森林が増加することで保水力が低下し、森林の持つ公益的機能の低下が懸念される状況となっています。

2 経済的・社会的条件

(1) 人 口

平成26年3月末の推計人口は、706,823人で、世帯数は288,957世帯となっています。年齢階層別には老年人口が増加傾向に、年少人口は減少傾向にあります。また、流動人口の動向は、昼間人口が年々増加しており、都市経営に大きな影響を与えています。

「表1-3]人口動態

2 / 1 / 2 / 1				
年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 26 年 3 月 31 日
項目	国勢調査	国勢調査	国勢調査	住民基本台帳人口
世 帯 数(世帯)	258, 810	268, 135	278, 901	300, 859
人口(人)	719, 967	713, 716	716, 328	708, 515
人口増加率(%)	▲ 1.1	▲0.9	0. 4	

(資料 静岡市企画課)

(2) 産業

産業別人口の推移をみると、第1次産業、第2次産業ともに減少傾向にあります。第3次産業は平成17年まで増加傾向でしたが、平成22年は減少傾向もみられます。

[表1-4] 産業分類(3区分)別人口の推移

				T - 1: 40 - 1	L - L
項	目	平成 22 年	平成 17 年	平成 12 年	平成7年
热 四士士	第1次産業	9, 833	12, 680	14, 090	17, 085
静岡市計	第2次産業	91, 303	103, 522	117, 804	130, 941
	第3次産業	256, 780	256, 499	253, 426	251, 307
	第1次産業	3, 694	4, 799	8, 240	10, 066
葵 区	第2次産業	27, 308	31, 105	68, 134	75, 377
	第3次産業	95, 923	97, 496	171, 795	170, 378
	第1次産業	2, 120	2, 675		
駿河区	第2次産業	25, 447	28, 387		
	第3次産業	80, 251	78, 142		
清水区	第1次産業	3, 514	4, 577	5, 212	6, 190
/月/ / 体 ※2	第2次産業	34, 095	38, 336	43, 674	48, 451
	第3次産業	74, 837	75, 295	75, 634	75, 276
	第1次産業	139	170	172	250
旧蒲原町	第2次産業	2, 691	3, 125	3, 641	4, 116
	第3次産業	3, 324	3, 424	3, 446	3, 472
	第1次産業	366	474	466	579
旧由比町	第2次産業	1, 762	2, 085	2, 355	2, 997
	第3次産業	2, 445	2, 611	2, 551	2, 181

^{※1} 静岡市計は旧蒲原町・旧由比町の数字を含んでいます。平成12年以前の旧静岡市の結果 は、葵区の欄に掲載しました。第3次産業には、「分類不能の産業」の数字を含めて掲載 しました。

^{※2} 清水区は旧蒲原町・旧由比町の数字を含みません。

_(3) 土 地 利 用__

市内の都市計画区域内の土地利用状況は、次表のとおりです。

[表1-5] 都市計画区域内の土地利用別内訳

単位: ha

	利 用 形 態	面積
自然的	〕土地利用	11, 290. 05
	農地	3, 590. 64
	山 林	4, 953. 48
	水 面	512. 08
	その他	2, 233. 85
都 市 的	土 地 利 用	12, 174. 95
	宅 地	6, 939. 70
	住宅用地	4, 476. 63
	商業用地	790. 35
	工業用地	1, 489. 14
	農林漁業施設用地	183. 58
	公 共 用 地	1, 130. 48
	道 路 用 地	2, 693. 90
	交通施設用地	210. 36
	その他	1, 200. 51
	計	23, 465. 00

(平成23年度都市計画基礎調査)

(4) 都市計画

本市の都市計画区域は、現在、23,477haです。

都市計画区域のうち市街化区域は約10,403ha、市街化調整区域は約13,07 4 h a となっております。

また、用途地域の合計面積は約10, 430haです。用途地域別の内訳は次のとおり です。

[表1-6] 市街化区域内 用途地域の土地利用内訳 (平成26年3月31日現在)

	_		,	—	_ , .				
	用	途 地	域			面	積	(ha)	構成比
第一	- 種低層	曾住居	専用坩	也域	約			481	
第一	-種中高	層住居	専用均	也域	約			1, 643	
第二	種中高	層住居	専用均	也域	約			1, 507	62%
第	一 種	住 居	计地	域	約			1, 717	02%
第	二種	住 居	计地	域	約			1, 061	
準	住	居	地	域	約			58	
近	隣 酋	新業	地	域	約			563	9%
商	業	地	3	域	約			402	9%
準	エ	業	地	域	約			1, 631	
エ	業	地	3	域	約			1, 111	29%
エ	業	1 用	地	域	約			256	
計					約			10, 430	100%

(資料 静岡市の都市計画資料編)

(5) 都市公園

市内の都市公園の現況は、次表のとおりです。

[表1-7]都市公園の現況

(平成25年3月31日現在)

種類	住区基幹公園			都市基	幹公園	特殊	公園	緑地	緩衝 緑地	緑道	計
種別	街区 公園	近隣 公園	地区 公園	総合 公園	運動 公園	風致 公園	歴史 公園	緑地	緩衝 緑地	緑道	計
箇所	376	22	2	5	2	10	1	62	1	1	482
面積 (ha)	62. 58	37. 37	12. 54	96. 27	39. 61	18. 57	5. 80	140. 59	1. 04	0. 27	414. 64

静岡市民1人当たり公園面積(市全体) 5.79㎡/人

(都市計画区域)

5. 95㎡/人

(資料 静岡市の都市計画資料編)

Ⅱ 環境行政の組織

1 環境行政のあゆみ

(1) 産業型公害の発生と対策

工業が目覚ましく発展した昭和30年代以降、水俣病や四日市ぜんそくなど深刻な公害が各地で発生しました。

それらの公害に対応するために、国では、昭和42年に公害対策基本法を制定したのを始め、昭和30年代から昭和40年代にかけて、大気汚染、水質汚濁、悪臭、騒音、振動などを規制する法律を次々と制定しました。

旧静岡市では昭和42年に、旧清水市では昭和43年に、旧蒲原町、旧由比町では昭和44年 に公害係を設置し、公害対応をするようになりました。

(2) 都市生活型公害への変化

昭和60年代に入ると、製造業を中心とした産業から発生する公害への対策が進む一方で、 家庭からの排水による水質汚濁や、自動車の排気ガスによる大気汚染、消費社会が生み出した大量のごみなど、私たち自身が加害者となり被害者となる問題が出てきました。これらの都市生活型公害を防ぐために行政では、法律で事業者を規制するだけでなく、各種環境講座、イベントなど市民に対する啓発活動にも力を入れるようになりました。

また、公害対策だけでなく、より快適な環境を求める市民の声が高まってきました。それに伴い、旧静岡・清水市ともに公害課から環境保全課へ、旧蒲原町・旧由比町においては生活環境係へと名称を変更し、より快適な環境を創出するための取組や、環境を保全するための取組に重点をおくようになりました。

(3) 地球環境問題の顕在化

その後、地球温暖化を始めとした地球規模の環境問題のメカニズム、社会経済への影響、対応策について、国際会議の場で具体的に議論されるようになってきました。平成4年にブラジルのリオデジャネイロで開催された「地球サミット」(さまざまな地球環境問題に対して各国が協力して取り組んでいくことが決定)や、平成9年に京都市で地球温暖化防止会議が開催され、地球温暖化の解決のために世界が協力して作った京都議定書が平成17年2月16日に発効されました。日本は、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を1990年比で6%削減することを目標としています。

[表1-8] 環境行政のあゆみ

年度	環境関連法令等の整備	旧静岡市の動きと所管課	旧清水市の動きと所管課	旧蒲原町の動きと所管課	旧由比町の動きと所管課
S36	静岡県公害防止条例制定				
S42	県立自然公園条例制定 公害対策基本法制定		S42.4以前:経済部商工課商工係		
S43	大気汚染防止法制定		経済部商工観光課公害係		
040	騒音規制法制定		作为印刷工机儿杯五日从		
S44				企画課公害係	総務課企画室公害係
S45	公害紛争処理法制定 水質汚濁防止法制定		市民部交通公害課公害係		
S46	悪臭防止法制定 環境庁発足 静岡県公害防止条例全面改正	衛生部公害課	公害対策室	交通公害課	
S47	自然環境保全法制定				企画課公害係
S48			環境部公害対策室		
S49		環境整備部公害課			
S51	振動規制法制定	静岡・清水地域公害防止計画の承認	静岡・清水地域公害防止計画の承認	公害衛生課	
S53			環境部公害課		企画管財課公害係
S55		衛生部公害課			
S56				産業経済課公害係	総務課公害係
S57					保健課公害係
S58			生活環境部公害課		
S61		衛生部公害防止センター			
S63	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関す る法律制定		生活環境部環境保全課		
НЗ		衛生部環境保全課		保健衛生課公害係	
H4	環境と開発に関する国際連合会議 ・気候変動枠組条約、生物多様性条約の提起 ・アジェンダ 21、森林原則声明の合意 ・リオ宣言等の採択				
H5	環境基本法制定		興津川の保全に関する条例制定		住民課生活環境係
Н6		静岡市環境審議会条例制定	清水市環境審議会条例制定		
H7		保健衛生部環境保全課			
Н8	静岡県環境基本条例制定				
Н9	環境影響評価法制定	生活環境部環境保全課			

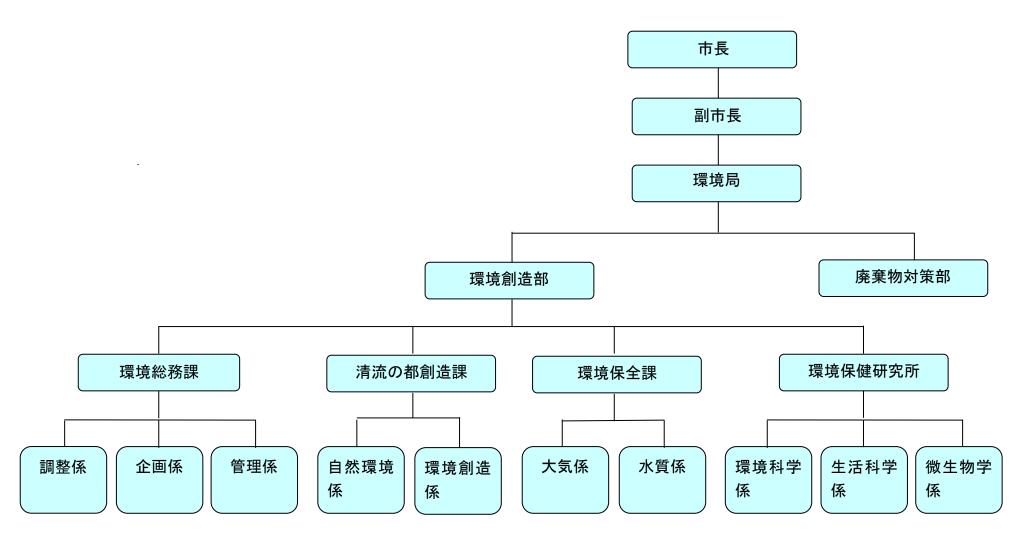
۲	_
	ı
¢	0

# 日本の						
H10 地球温暖化対策の推進に関する法律制定 静岡市環境基本条例制定 地球温暖化対策の推進に関する法律制定 静岡市環境基本条例制定 地球温暖化対策の環境・の排出型の投援等及び管理の変数を受促進に関する法律制定 神岡東法流域地の策略の展生を対して 神岡東法域数等評価条例制定 神岡東法域数等評価条例制定 中国 中国 中国 中国 中国 中国 中国 中	年度	環境関連法令等の整備	旧静岡市の動きと所管課	旧清水市の動きと所管課	旧蒲原町の動きと所管課	旧由比町の動きと所管課
田10 地球温暖化対策の推進に関する法律制定 神岡市環境基本条例制定 生活環境課公害係 神岡市環境基本条例制定 18014001 認証取得 生活環境課公害係 神岡市環境基本条例制定 18014001 認証取得 18014001						
# 特別県生活環境の保全等に関する条例制定 特定化学物質の環境への排出量の形態等及び管理の必需の侵温に関する経常規定						
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律制定	H10		静岡市環境基本条例制定		生活環境課公害係 	
理の改善の促進に関する法律制定 ダイオキン型対策特別措置法制定 H12 循環型社会形成推進基本法制定 中国環境影響高条例制定 は現省発足 おいるのことのでは、対象の保全のようのでは、対象の保全のようのでは、対象の保全のようのでは、対象の保全のようのでは、対象の保全のようのでは、対象の保全のようのでは、対象の保全のようのでは、対象の保全のようのでは、対象の保全のようのでは、対象の保全のようのでは、対象の保全のようのでは、対象の保全のようのでは、対象の保全のようのでは、対象の保全のようのでは、対象の保全のようのでは、対象の保全のようのでは、対象の保全のようのでは、対象の保全のようのでは、対象を持定 # 16 京都議定書発効 「京都議定書発効 「京都議定書発効 「京都議定書自標達成計画策定 本語・「京都議定書自標を計画策定 「京都議定書自標を計画策定 「東接の制度、静岡市環境基本条例制定 「おいると呼 「中国域場局に局名変更、静岡市環境数育基本方針策定 「環境制度、環境制度、超線数定により保健衛生部衛生研究所を環境制造部環境保健研究所に変更 「所管課・図1ー1環境行政機構参照 「新聞の主義、対象を関す、対象を	114.4			10011001-77-7		
### ### ### ### #####################	HII			IS014001 認証取得		
# 静岡県環境影響評価条例制定						
H12 循環型社会形成推進基本法制定						
# 日13 環境省発足	H12		人 大江理培如理培办华部			
# 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中	1112	相 境至任云 沙 风推连葢平広制足				
日14	H13	環境省発足	IS014001 認証取得	しみずエコアクションプラン(清水市	蒲原町率先行動計画、蒲原町	
H14 土壌汚染対策法制定 自然再生推進法制定 接近の保全のための意欲の増進及び環境教育の 推進に関する法律制定 生活環境部環境政策課、静岡総合事務所環境対策課、清水総合事務所環境対策課 推生 関連 ない 環境部関策 と			静岡市地球温暖化対策実行計画策定	地球温暖化対策実行計画)策定		
自然再生推進法制定					住民生活課生活環境係	
### 開刊	H14					
推進に関する法律制定 生活環境部環境政策課、静岡総合事務所環境対策課、清水総合事務所環境対策課 H16 京都議定書名効 環境部創設 静岡市環境基本条例制定 H17 京都議定書目標達成計画策定 政令指定都市移行により市民局環境部に静岡市環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画策定 補原町と合併 H18 アスベスト新法施行 市民環境局に局名変更、静岡市環境教育基本方針策定 H19 生物多様性基本法施行	114 5					
H16 京都議定書発効 環境部創設 静岡市環境基本条例制定 H17 京都議定書目標達成計画策定 政令指定都市移行により市民局環境部に静岡市環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画策定	H15					
H17 京都議定書目標達成計画策定 政令指定都市移行により市民局環境部に 静岡市清流条例制定、静岡市環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画策定	U16			· 現对束誅、		
# 日18 アスベスト新法施行 市民環境局に局名変更、静岡市環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画策定 浦原町と合併 H19 生物多様性基本法施行 環境局創設 環境創造部創設 組織改正により保健衛生部衛生研究所を環境創造部環境保健研究所に変更 所管課:図1—1環境行政機構参照 静岡市地球温暖化対策地域推進計画策定 臭気指数規制導入 H20 北海道洞爺湖サミット 由比町と合併 H21 COP15 (コペンハーゲン) 由比町と合併 H22 生物多様性OP10 (名古屋) 静岡市地球温暖化対策実行計画(区域施策編・事務事業編)策定 H23 環境影響評価法の一部を改正する法律公布 COP17・COP/MOP7開催(ダ-パン) 静岡市生物多様性地域戦略策定						
精原町と合併	H1 /	京都議定書目標達成計画策定				
H18 アスベスト新法施行 市民環境局に局名変更、静岡市環境教育基本方針策定 H19 生物多様性基本法施行 環境局創設 環境創造部創設 組織改正により保健衛生部衛生研究所を環境創造部環境保健研究所に変更 所管課:図1—1環境行政機構参照 静岡市地球温暖化対策地域推進計画策定 臭気指数規制導入 H20 北海道洞爺湖サミット 由比町と合併 H21 COP15 (コペンハーゲン) 日22 生物多様性COP10 (名古屋) 静岡市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編・事務事業編)策定 H23 環境影響評価法の一部を改正する法律公布 COP17・COP/MOP7開催(ダ-パン) 静岡市生物多様性地域戦略策定						
H19 生物多様性基本法施行 エコツーリズム推進法施行 温暖化対策法改正 省エネ法改正 環境局創設 環境創造部創設 組織改正により保健衛生部衛生研究所を環境創造部環境保健研究所に変更 所管課:図1—1環境行政機構参照 静岡市地球温暖化対策地域推進計画策定 臭気指数規制導入 H20 北海道洞爺湖サミット 由比町と合併 H21 COP15 (コペンハーゲン) 由比町と合併 H22 生物多様性COP10 (名古屋) 静岡市地球温暖化対策実行計画(区域施策編・事務事業編)策定 H23 環境影響評価法の一部を改正する法律公布 COP17・COP/MOP7 開催(ダ-バン) 静岡市生物多様性地域戦略策定	Н1Ω	マフベフし年注佐行				
エコツーリズム推進法施行 所管課:図1—1環境行政機構参照 静岡市地球温暖化対策地域推進計画策定 臭気指数規制導入 H20 北海道洞爺湖サミット 由比町と合併 H21 COP15 (コペンハーゲン) 生物多様性COP10 (名古屋) H22 生物多様性COP10 (名古屋) 静岡市地球温暖化対策実行計画(区域施策編・事務事業編)策定 H23 環境影響評価法の一部を改正する法律公布 COP17・COP/MOP7開催(ダーバン) 静岡市生物多様性地域戦略策定						
温暖化対策法改正 静岡市地球温暖化対策地域推進計画策定 臭気指数規制導入 H20 北海道洞爺湖サミット 由比町と合併 H21 COP15 (コペンハーゲン) サ岡市地球温暖化対策実行計画(区域施策編・事務事業編)策定 H22 生物多様性COP10 (名古屋) 静岡市地球温暖化対策実行計画(区域施策編・事務事業編)策定 H23 環境影響評価法の一部を改正する法律公布 COP17・COP/MOP7開催(ダーバン) 静岡市生物多様性地域戦略策定	H19			より保健衛生部衛生研究所を環境創造部環	境保健研究所に変更	
省エネ法改正 臭気指数規制導入 H20 北海道洞爺湖サミット 由比町と合併 H21 COP15 (コペンハーゲン)						
H20 北海道洞爺湖サミット 由比町と合併 H21 COP15 (コペンハーゲン) H22 生物多様性COP10 (名古屋) H23 環境影響評価法の一部を改正する法律公布 COP17・COP/MOP7 開催 (ダ-バン) 静岡市生物多様性地域戦略策定		—				
H21 COP15 (コペンハーゲン) H22 生物多様性COP10 (名古屋) H23 環境影響評価法の一部を改正する法律公布 COP17・COP/MOP7 開催 (ダ-バン) 静岡市生物多様性地域戦略策定		有工个法以正	关式拍数规制导入			
H22 生物多様性COP10(名古屋) 静岡市地球温暖化対策実行計画(区域施策編・事務事業編)策定 H23 環境影響評価法の一部を改正する法律公布 COP17・COP/MOP7開催(ダ-パン) 静岡市生物多様性地域戦略策定	H20	北海道洞爺湖サミット	由比町と合併			
H23 環境影響評価法の一部を改正する法律公布 COP17・COP/MOP7 開催 (ダ-バン) 静岡市生物多様性地域戦略策定	H21	COP15 (コペンハーゲン)				
COP17・COP/MOP7 開催 (ダーバン) 静岡市生物多様性地域戦略策定	H22	生物多様性COP10(名古屋)	静岡市地球温暖化対策実行計画(区域施策	編・事務事業編)策定		
COPI/・COP/MOP/開催(タ ーハ ク) ··································	H23	環境影響評価法の一部を改正する法律公布				
H24 改正「騒音規制法」施行、COP18		COP17・COP/MOP7開催(ダーバン)	静岡市生物多様性地域戦略策定 			
	H24	改正「騒音規制法」施行、COP18				
H25 COP19	H25	COP19				

2 環境行政機構

平成26年4月1日現在

〔図1-1〕環境行政機構



3 事務分掌

平成26年4月1日現在

環境局 環境創造部 環境の創造及び保全に関する事項

環境総務課

- (1) 環境及び廃棄物に係る政策の企画、調整等に関すること。
- (2) 環境基本計画に関すること。
- (3) 地球温暖化対策の推進に関すること。
- (4) 環境マネジメントシステムの啓発及び推進に関すること。
- (5) 新エネルギーの利用促進に関すること。
- (6) 環境審議会に関すること。
- (7) 部の庶務に関すること。

清流の都創造課

- (1) 清流の都の創造に関すること。
- (2) 環境教育及び環境学習の推進に関すること。
- (3) 環境保全意識の普及及び高揚に関すること。
- (4) 自然保護に関すること。
- (5) 南アルプスの環境保全に係る調査研究に関すること。
- (6) 愛がんのための鳥獣飼養登録の総括に関すること。
- (7) 所管に係る事務についての区役所地域総務課との総合調整に関すること。

環境保全課

- (1) 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭(以下 「大気汚染等」という。)の防止のための規制及び指導に関すること。
- (2) 大気汚染等の調査に関すること。
- (3) 大気汚染等に係る相談等に関すること。
- (4) 大気汚染等の防止に係る意識の普及及び高揚に関すること。
- (5) 地下水源の保全に関すること。

環境保健研究所

- (1) 環境保全及び保健衛生に係る試験及び検査に関すること。
- (2) 環境保全及び保健衛生に係る調査研究に関すること。
- (3) 環境保全及び保健衛生に係る研修指導に関すること。
- (4) 環境保全及び保健衛生に係る情報の収集、解析及び提供に関すること。
- (5) 施設及び設備の維持管理に関すること。

4 附属機関

(1) 静岡市環境審議会

市の環境の保全に関する基本的事項について調査し、及び審議するため、環 境基本法第44条の規定に基づき、静岡市環境審議会を設置しています。

審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査し、及び審議します(静岡市環境基本条例第31条)。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的事項
- (3) 他の条例の規定によりその権限に属された事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要があると認める事項
- ※ 年3回程度、平日(昼間)開催の会議において、本市の環境の保全及び創造に係る施策の基本的事項に関する調査審議を行います。

委員は、学識経験者、市民団体関係者、公募により選ばれた市民等、計1 5人以内で構成されています。

(2) 南アルプス世界自然遺産登録学術検討委員会

静岡市は、南アルプスの世界自然遺産登録に向けた学術的な調査、検討を行う ため、南アルプス世界自然遺産登録学術検討委員会を設置しています。

(3) 静岡市生物多様性地域戦略専門家検討委員会

静岡市生物多様性地域戦略(平成23年11月制定)の推進に当たり、学術的 及び専門的な見地からの意見を聴取するため、専門家から構成される本委員会を 設置しています。

(4) 静岡市環境影響評価専門家会議

環境影響評価法及び静岡県環境影響評価条例に基づく環境影響評価又は自主 的環境影響評価に関して、技術的又は専門的な事項に係る調査、審議及び助言を 行っています。